

### 3 神栖市都市計画基礎調査業務委託仕様書

#### (適用)

第1条 本仕様書は、神栖市（以下「甲」という。）が委託する3神栖市都市計画基礎調査業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

#### (目的)

第2条 本業務は、都市計画法第6条に規定された「都市計画に関する基礎調査」を実施するもので、土地利用、建築物の用途等、都市施設・市街地整備に関する現況等について調査することを目的とする。

#### (作業計画等)

第3条 本業務の着手に先立ち受託者（以下「乙」という。）は、主任技術者を定め、甲の承認を得るとともに、作業工程表その他必要な書類を提出して甲の承認を受けなければならない。

2 主任技術者は、本業務の技術業務に関する一切の事項を、責任を持って処理するものとする。

#### (履行期限)

第4条 本業務の履行期間は、契約日の翌日から令和4年2月14日までとする。

#### (協議)

第5条 乙は、本仕様書に定めのない事項、または作業の過程において仕様書の内容若しくは解釈について疑義を生じた場合は、甲と協議し、甲の指示に従って作業をするものとする。

#### (守秘義務及び情報保護)

第6条 乙は、本業務上知り得た情報について、甲の承諾を得ず他へ公表してはならない。また、個人情報保護法に定められた事業者の義務等を遵守しなければならない。

#### (業務の内容)

第7条 本業務は、本仕様書に定めるもののほか、「都市計画基礎調査要領 令和3年3月 茨城県土木部都市局都市計画課(同要領GISデータ定義書 令和2

年3月 茨城県土木部都市局都市計画課を含む)」(以下「本調査要領」という。)に基づき調査を行うことを基本とする。

2 本業務に使用する規程等は、契約書のほか、次に掲げるものとする。

- (1) 都市計画法
- (2) 建築基準法
- (3) その他必要となる関係法令・規程

3 本業務における調査対象区域は、神栖市都市計画区域全域（神栖市全域）とする。

4 本業務における調査対象項目は、本調査要領の調査要項中、市が作業主体となる標準項目（※選択事項は含まない）とする。

#### (納入する成果品等)

第8条 納入する成果品等は、以下のとおりとする。

- ・ 図面及び当該電子データ(Shape形式及びPDF形式格納CD-R等) 各2部
- ・ 調書及び当該電子データ(MS-Excel形式格納CD-R等) 各2部

#### (その他)

第9条 業務の実施にあたり、設計図書等に疑義を生じた場合は、速やかに監督員と協議のうえ、その指示に従うものとする。